

令和4年度第2回 白井市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和4年8月25日（木）午後3時から午後4時47分まで
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎2階 災害対策室2・3
- 3 出席者 松本千代子会長、武藤栄子副会長、岡野成幸委員、中世恵子委員、
稲田忍委員、北田岳彦委員、菊地秀樹委員、伊藤菜穂美委員
- 4 欠席者 瀬嵐康之委員、櫻井文明委員
※瀬嵐委員、櫻井委員からは事前の連絡あり
- 5 事務局 笠井市長、佐藤健康子ども部長、保険年金課 榘谷課長、國松保険税
係長、近藤保険年金係長
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題等 諮問 白井市国民健康保険税の見直しについて
 - (1) 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）について
 - (2) 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）について
- 8 議 事

事務局 定刻となりましたので、令和4年度第2回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

最初に事務局の職員を紹介させていただきます。

（職員 自己紹介）

事務局 会議に入る前に、これまで保険医代表でありました滝澤晴久委員がこのたび御退任され、後任としまして菊地秀樹委員が令和4年8月1日より御就任されましたので、ここで委嘱状の交付を行わせていただきます。

市長が委嘱状の交付を行います。お名前をお呼びいたしますので、自席で御起立をお願いいたします。

（笠井市長から委嘱状を交付）

事務局 ここで菊地委員よりごあいさつを頂ければと思います。よろしく申し上げます。

(菊地委員あいさつ)

事務局 以上で、委嘱状の交付を終了とさせていただきます。
続きまして、市長から諮問書を提出させていただきます。

(笠井市長から松本会長へ諮問書の手交)

事務局 ありがとうございます。
では、ここで笠井市長からごあいさつをお願いいたします。

(笠井市長あいさつ)

事務局 ありがとうございます。
続きまして、松本千代子会長からごあいさつを申し上げます。

(松本会長あいさつ)

事務局 ありがとうございます。
それでは、この後会議のほうに移らせていただきますが、その前に、笠井市長は所用のため退席をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(笠井市長退席)

事務局 それでは、これより会議に移らせていただきます。
本日の会議は、瀬嵐委員、櫻井委員が欠席との御連絡を頂いております。本日の出席委員は8名で、委員の半数以上でございますので、白井市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により会議が成立することを申し添えます。

また、会議は、当規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、これ以降は会長が議事進行を行わせていただきます。

なお、事前に頂きました質問につきましては、本日お配りしました資料の中で回答をさせていただきましたが、議題に関連するものについては、各議題の御説明の中でも御回答いたします。

それでは、松本会長、議事進行をよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事を進めたいと思います。
円滑な議事進行について、皆様の御協力のほどよろしくお願ひします。
初めに、本日の会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、原則公開となっておりますので、御了承いただきたいと思ひます。
なお、傍聴の受入れにつきましては、先着5名が基本となっておりますので、今日は傍聴の方は。

事務局 現在いらっしゃいません。

議 長 分かりました。今日は傍聴の方はいらっしゃらないそうですので、このまま続けさせていただきたいと思ひます。

※会議途中から傍聴人1名入室（会議終了前に退室）

○議題1 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）
について

議 長 それでは、議題1、令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局 （令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）
について、資料により説明）

なお、議題1につきまして、事前に委員から質問を1点頂いてますので、ここで回答いたします。

資料、本日お渡しした委員からの質問に対する回答をお出してください。併せまして、議題2の資料のほうも併せてお出しただけるとよろしいかと思ひます。

それでは、質問の内容ですが、令和3年度の繰越金が確定いたしました。令和4年度の歳入5款繰越金、補正後の額が3,318万6,000円になっており、確定額になっていません。例年、最終補正の時期に4款繰入金、2項基金繰入金等と併せて修正しているようですが、今後の推移にもよりますが、現状では、基金の取り崩し、補正後の額が1億813万8,000円になっており、ここから若干減るかもしれないという見込みがもてるのでしょうか、というご質問を頂きました。

その回答ですが、歳入5款繰越金につきましては、今回、増額補正をした歳出の経費のうち、一般財源に当たります5款保健事業費及び7款諸支出金に充てる財源として所要額を計上しました。繰越金の確定額への補正は、委員のお見込みのとおり、3月の最終補正に歳入4款2項基金繰入金などと併せて調整の上、計上いたします。

また、財政調整基金の取り崩し額につきましては、国民健康保険税など他の収入の状況にもよりますが、なるべく取り崩し額を抑えられるよう努めてまいります。

以上のような回答となります。

以上をもちまして、議案1の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。

今、説明が終わりましたが、何か質問や意見等はございませんか。

委 員 傷病手当金について伺います。額的には少ないので、全体から見れば影響はない数字なのでしょうけれども、補正前が1,000円で、補正額が123万8,000円となっていますが、どうしてこんな大きな違いが出るのでしょうか。

事務局 傷病手当金につきましては、国からの財源が令和2年度からあり、傷病手当金の給付を令和2年度から行ってまいりました。

令和2年度と令和3年度は、申請及び給付の件数がそれぞれ1件ずつです。歳出も、合わせても大体5万円というような歳出になっております。

特に今年の1月、2月、3月ぐらいから、傷病手当金の問い合わせが極端に増えてきました。

4月以降、補正を行う前は予算が1,000円だけでしたので、予備費から、申請が既に上がっている方々の給付を行っています。

そのように今年の1月以降、傷病手当金の問い合わせが極端に増えたため、4月以降の申請の数字が大きく変動したことになります。

議 長 よろしいですか。

ほかにどなたかございませんか。

では、ほかに質問がないようなので、採決を行いたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成全員)

議長 ありがとうございます。

では、議題1、令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）について、原案のとおり皆さん承認いただきましたので、これで決定いたしました。

以上で、議題1、令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）について終了いたします。

○議題2 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）について

議長 それでは次に、議題2、令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）について、資料により説明）

議題2につきましても、事前に委員から4点質問を頂いてますので、ここで回答いたします。

委員からの質問に対する回答をお出してください。

議題2の質問の一つ目。併せまして、「白井市国民健康保険税の見直しにあたって」も併せてお出してください。

質問の一つ目、平成31年度と令和2年度は新型コロナの影響で総医療費の伸びは例年と異なる傾向だったということですが、令和3年度の医療費の動向（1人当たり医療費）について教えてください、という質問です。

回答ですが、令和3年度の総医療費は約47億2,568万円、1人当たり医療費は約36万円となる見込みです。

質問の二つ目、被保険者数が減少している中、保険税収入は増えていますが、1人当たり保険税の推移を教えてください、という質問です。

回答ですが、被保険者1人当たりの調定額ということでお答えします。

調定額とは、国民健康保険税を収入すべき金額ですが、当市の場合は10万円程度で推移しています。千葉県の平均、大体9万円程度だと思いますが、千葉県の平均を上回っています。

三つ目の質問ですが、1款、国民健康保険税について、収入済額から調定額を

割り返すと、いわゆる保険税の徴収率が約63%になりますが、これが高いのか低いのか、また、県内の平均はどの程度になりますかと、いう質問です。

回答ですが、令和3年度は、現年度分（令和3年度に賦課した保険税分）が91.5%、滞納繰越分が15.1%、合計の徴収率が63.3%です。

また、県内平均との比較ですが、令和3年度はまだ公表されていないので、令和2年度以前の推移から見ますと、現年度分で91から92%、滞納繰越分で21%、合計で73から74%で推移しており、県内平均より下回っている状況です。

四つ目の質問ですが、4款、繰入金の収入済額の内訳、国民健康保険特別会計事業勘定財政調整基金繰入金が約3,000万円とありますが、財政調整基金を取り崩したことにより、基金の残高はいくらになりますか。また、今後の運用はどのようにお考えですか、という質問です。

回答ですが、財政調整基金については、令和2年度末の残高が2億7,900万6,137円で、3,069万9,000円を取り崩したことにより、令和3年度末の残高は2億4,830万7,137円になります。

また、今後の運用につきましては、現在の収支の状況から、財政調整基金を取り崩しながら運用していくことになるものと考えています。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

今、説明が終わりましたが、何か質問、意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

委員 基本的なところを3点ほど教えてください。

一つは、4款、繰入金の中の出産育児一時金等繰入金というのがあり、この育児一時金の額の3分の2相当額を繰り入れるとありますが、保険給付費の出産育児諸費1,270万ということで、ほぼ同額となっている。繰入金等の「等」にあるほかの経費が含まれているのかどうかというのを教えてください。それが1点。

あと、3款、県支出金として、健康増進事業補助金13万9,000円という額があり、歳出予算の5,000万円を超える保健事業費から比較すると、かなり少ない補助金というような気がします。これは限定された対象経費ということで、こういう決算額になっているかどうかというのが2点目です。

最後、3点目が、歳入の4款 繰入金、国民健康保険特別会計事業勘定財政調整基金繰入金、3,000万ちょっとという金額ですが、これは、単年度収支のプラ

スマイナスにかかわらず、こういう形で基金を取り崩すという何か基準みたいなものがある、こういう金額が出てくるのかどうか教えてください。

議 長 事務局でお願いします。

事務局 では、ここでお時間になりますので、少し休憩を取らせていただきまして、その後、回答したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

議 長 休憩を10分取らせていただきます。そうしますと、15分まででいいですか。では、15分まで休憩を取らせていただきます。

(休憩 午後4時5分から4時15分)

議 長 時間になったので、始めてもよろしいですか。では、〇〇委員の質問から答えていただきます。

事務局 回答いたします。

まず、出産育児一時金に関してお答えします。

出産育児一時金については、出産育児一時金の給付金と国保連合会に支払う手数料が支出になります。

出産育児一時金は、一般会計から給付金額の3分の2を繰入れています。当初予算の歳入の全額を繰入れ、翌年度に精算し、一般会計に戻しておりますので、最終的には3分の2の繰入れとなります。

そこで、少し支出額と10万円くらい異なっているところは、支払手数料の分になっているということになります。

事務局 健康増進事業補助金について説明します。

白井市の特定健康診査では、クレアチニン検査は基本項目に入れております。

詳細検査の該当しないものは、国等の補助対象から外れますので、外れた分を県のこの補助事業に充てております。

事務局 最後の3番目についてお答えします。

財政調整基金繰入金については、歳出に対する歳入の総額を基金で調整しまして繰り入れたものですので、特に明確な基準というものは設けていないものになります。

議長 ありがとうございます。
事務局のほうから何点か説明していただきましたのですが、何かほかに質問。

委員 二つ質問があります。
一つは、国民健康保険税ですが、徴収率が63%ということで、これは県内平均より下回っているということですが、この下回っている理由はどういうことか、どのように分析されているのか、それを聞きたいことが一つです。

もう一つは、これは質問というよりも意見というか、直接本題には関係ありませんが、議題1、議題2の最初のページに、大まかな数字が結論として書かれています。

議題1は、例えば「歳入歳出予算案から2,095万」と書かれていまして、これは万単位で書かれています。ところが、議題2は、一般的な3桁ごとにカンマを使う「当初予算額5,709,869千円」で書かれています。なぜ表記が議題1と2で違うのか。特に理由がないのであれば、一般的な3桁ごとにカンマを打つ議題2の数字の表記の仕方に統一されたほうがよいのではないかと。実際、文中の千単位か円単位かありますが、数字三つでカンマを打っています。

ですから、一つ目は質問と、もう一つは意見ということですが、
以上、二つです。

事務局 ただいまの質問にお答えいたします。
県と比べて徴収率が低いということについて、どんな分析をされているかということですが、白井市の場合、滞納繰越分の金額が多く、徴収については努力していますが、県内と比較して低めになっております。
あと、2点目については、特に理由はないと思われまますので、今後については、千円単位の表記で統一するようにいたしますので、御理解願います。

委員 もう一回聞きますが、繰越分と言いましたよね。原因として。そうしたところで、お納めじゃない方が多いことは事実なわけですよね。
偏見かもしれませんが、一般的にほかの地区と比べて、白井はサラリーマンから退職した方が多いので、あまり滞納がほかよりも発生しないというのが私の感覚ですが、その辺はどうでしょうか。

事務局 お答えいたします。
国民健康保険税の収納については、収税課で行っています。
収税課はおりませんので、私からお答えいたします。

保険税が未納であると、住民税、固定資産税と併せて差押えの滞納処分を収税課で行っています。

その差押えた調定がそのまま残っていますので、滞納額が大きい状況です。収税課の回答が違うようでしたら、次回、改めて回答いたします。

委員 今ので了解しましたので、結構です。

議長 ほかにどなたかございませんか。

ないようでしたら、議題の2について、これより採決に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(はい)・・・声あり

議長 それでは、賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成全員)

議長 全員ですね。

ありがとうございました。

議題の2、令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）について、原案のとおり承認していただきましたので、決定いたしました。

以上で、議題2、令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）については、これを終了します。

○諮問「白井市国民健康保険税の見直しについて」にあたり

議長 次に、本日市長より、白井市国民健康保険税の見直しについて諮問がありましたが、その見直しにあたり、事務局から説明をお願いします。

事務局 (白井市国民健康保険税の見直しにあたり、資料により説明)

議長 ありがとうございました。

事務局から説明がありましたが、ほかに何か質問、意見等はありませんか。

委員 本当に根本的なことで、県が示す標準保険料（税）率に基づいてということ

すが、県が示している標準保険料率はどのぐらいですか。分からないので教えてください。

事務局 前回の会議でお示ししていますが、改めて申し上げますと、現在の白井市の保険税の率について、保険税の場合ですと、医療分と後期高齢者支援金と介護納付金、この三つに分かれています。

白井市の現行の保険料率は、医療分で所得割が7.03%、被保険者均等割が2万6,300円、世帯平等割が3万300円ということになっていますが、これが県が示している令和4年度の標準保険料率になりますと、医療分が所得割で6.49%、被保険者均等割で3万8,272円ということを示されております。

以下、後期高齢者支援金等分を申し上げますと、白井市の現行保険料率が所得割2.1%、被保険者均等割が4,300円、県が示している標準保険料率が所得割2.66%、被保険者均等割が1万5,230円です。

最後、介護納付金分の白井市の現行料率が所得割で1.42%、被保険者均等割が1万1,400円、県が示している標準保険料率の介護納付金分が所得割で2.67%、被保険者均等割で1万9,425円となっています。

こちらを比較すると、後期高齢者支援金等分が特に、県が示している標準保険料率と結構乖離があるので、そこの辺は少し考えていかなければいけないところがあります。前回の資料の持参など、こちらで指示はしなかったのも、口頭だけの説明になりましたが、これでよろしいですか。

委員 はい。分かりました。

議長 皆さん、よろしいですか。

事務局 お帰りいただいて、前回の資料がありましたら、改めて見比べていただければと思います。

議長 ほかに、どなたかございませんか。

委員 これから諮問を頂いて検討にあたり一つ要望というか、被保険者代表の立場として、できればお願いなのですが、前回、たしか2010年の2月頃だったと思いますが、逼迫する国保財政ということで税率見直しを行われたと思いますが、そのときに「広報しろい」だとかいろいろところで周知していただいて、やはり被保険者の皆さんに親切丁寧な周知・PRが大前提となると思いますので、

その辺のところをお願いしたいのと、前回の説明の中では、国保財政が逼迫しているということ、法定外の繰入れですとか基金の取崩しだとか、それがものすごく大きくなってきて国保財政を圧迫しているということと、積立てしている基金も減ってきて保険給付費も増えているという、そういうロジックで説明されていますが、恐らく今回の保険税の見直しというのは、より複雑になっていて、県の標準保険税率とかは被保険者の方が分かりづらい、そういう状況になっていると思います。

国保財政が逼迫しているということは伝わるとは思いますが、なぜ県が示している標準保険税率に白井市が乖離を生じてしまっているから、それを近づけなければいけないのかとか、その辺のところは、親切に分かりやすく説明していく必要があるのではないかと思います。

この12年ぶりの税率改正というのは、それだけその期間の国保運営を白井市の国保の方が適正な健全な運営をしてきていただいていることの証だと思いますが、今回この改正は、前回以上に難しいものがあるのではないかなというふうに感じておりますので、その辺の分かりやすい説明を行っていただければと思います。

事務局 要望ありがとうございました。

私どもも皆様に分かりやすい説明をできるように心がけていきたいと思いますので、次回の資料も、できる限り分かりやすいように作っていくつもりですが、またご意見よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

意見等がないようでしたら、これで白井市国民健康保険税の見直しについてを終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の事務局のほうに提案されました議題については、以上、全て終了いたしましたので、事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局 松本会長、委員の皆様、お疲れさまでした。

最後に、次回運営協議会の開催について連絡させていただきます。

次回につきましては、11月の開催を予定しております。時間は午後3時からの開催となります。開催日時の詳細につきましては、後日改めて調整させていた

だきますので、よろしくお願いいたします。

次回の議題としましては、令和4年度12月補正予算、また、引き続き国民健康保険税の見直しに関する事項になると思われます。議題詳細につきましては、事前に御通知をさせていただきます。

これで本日の会議を終了させていただきます。長時間の間、お疲れさまでございました。

使用した資料

- ① 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）（案）について
- ② 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算（案）について
- ③ 諮問書の写し
- ④ 白井市国民健康保険税の見直しにあたって